

議案第 172 号

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の  
制定について

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定するものとする。

平成 27 年（2015 年）11 月 11 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例  
(宝塚市一般事務手数料条例の一部改正)

第 1 条 宝塚市一般事務手数料条例（平成 22 年条例第 8 号）の一部を次のように改  
正する。

別表第 1（1）の項を次のように改める。

(1) 戸籍謄抄本交 付手数料	戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又 は第 126 条の規定に基づく戸 籍の謄本又は抄本の交付	1 通につき 450 円
--------------------	--	--------------

別表第 1 中(6)の項を(7)の項とし、(2)の項から(5)の項までを 1 項ずつ繰り  
下げ、(1)の項の次に次のように加える。

(2) 戸籍の全部又 は一部事項証明書 交付手数料	戸籍法第 120 条第 1 項又は第 126 条の規定に基づく磁気デ ィスクによって調製した戸籍に 記録されている事項の全部又は 一部を証明した書面の交付	1 通につき 450 円 (多機能端末機によ る交付にあつては、 1 通につき 350 円)
---------------------------------	---	--

別表第 1 に備考として次のように加える。

備考 この表及び別表第 4 において「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と  
電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を発  
行する機能を有するものをいい、「多機能端末機による交付」とは、多機能  
端末機で個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用することによる証明書の交付をいう。

別表第4(4)の項を次のように改める。

(4) 印鑑登録証明書の交付	1枚につき300円（多機能端末機による交付にあつては、1枚につき200円）
----------------	---------------------------------------

別表第4(7)の項を次のように改める。

(7) 住民票の写しの交付	1通につき300円（多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円）
---------------	---------------------------------------

別表第4中(18)の項を(19)の項とし、(8)の項から(17)の項までを1項ずつ繰り下げ、(7)の項の次に次のように加える。

(8) 住民票記載事項証明書の交付	1通につき300円
-------------------	-----------

（宝塚市印鑑条例の一部改正）

第2条 宝塚市印鑑条例（昭和48年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「及び証明申請」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第18条を第20条とし、第14条から第17条までを2条ずつ繰り下げ、第13条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請）

第15条 第13条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録の証明を申請することができる。

2 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(印鑑登録証明の申請)

第13条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録の証明を受けようとするときは、  
印鑑登録証明交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、市長が必要があると認めるときは、登録印鑑の提示を求め  
ることができる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日  
から施行する。